

令和7年 3月 5日（水曜日）

○議事日程（第1号）

令和7年3月5日（水）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 発議第 1号 東庄町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 7 同意第 1号 教育長の任命について
- 日程第 8 同意第 2号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第 3号 農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第 4号 農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第 5号 農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第 6号 農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第 7号 農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第 8号 農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第 9号 農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第10号 農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第11号 農業委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第10号 東庄町債権管理条例を制定することについて
- 日程第19 議案第11号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて
- 日程第20 議案第12号 一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第21 議案第13号 東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第22 議案第14号 東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて

- 日程第 2 3 議案第 1 5 号 東庄町公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 2 4 議案第 1 6 号 東庄町公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 2 5 議案第 1 7 号 オーシャンプラザ設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 2 6 議案第 1 8 号 東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 2 7 議案第 1 9 号 東庄町火入れに関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 2 8 議案第 2 0 号 財産の無償貸付について
- 日程第 2 9 議案第 2 1 号 令和 6 年度東庄町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 3 0 議案第 2 2 号 令和 6 年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 3 1 議案第 2 3 号 令和 6 年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 3 2 議案第 2 4 号 令和 6 年度東庄町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 3 3 議案第 2 号 令和 7 年度東庄町一般会計予算
- 日程第 3 4 議案第 3 号 令和 7 年度東庄町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 3 5 議案第 4 号 令和 7 年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 6 議案第 5 号 令和 7 年度東庄町食肉センター特別会計予算
- 日程第 3 7 議案第 6 号 令和 7 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算
- 日程第 3 8 議案第 7 号 令和 7 年度東庄町介護保険特別会計予算
- 日程第 3 9 議案第 8 号 令和 7 年度東庄町水道事業会計予算
- 日程第 4 0 議案第 9 号 令和 7 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算
- 日程第 4 1 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（14名）

1 番	海 宝 和 宏 君
2 番	渡 邊 幸 江 君
3 番	前 田 君 江 君
4 番	岩 井 弘 晃 君
5 番	越 川 良 男 君
6 番	柳 堀 忠 君
7 番	桜 井 莊 一 君
8 番	宮 澤 健 君
9 番	大 網 正 敏 君
1 0 番	佐久間 義 房 君
1 1 番	高 木 武 男 君
1 2 番	鈴 木 正 昭 君
1 3 番	山 崎 ひろみ 君
1 4 番	板 寺 正 範 君

○欠席議員

な し

○出席説明員（1 4 名）

町	長	岩 田 利 雄 君
副 町	長	向 後 喜一朗 君
監 査 委 員	平 山 茂 君	
総 務 課 長	堀 江 弘 之 君	
企画財政担当課長	加 瀬 博 子 君	
町 民 課 長	香 取 康 成 君	
まちづくり課長	鈴 木 秀 樹 君	
健 康 福 祉 課 長	布 施 光 規 君	
会 計 管 理 者	堀 江 香 澄 君	
病 院 事 務 長	渡 辺 佳 則 君	
農業委員会事務局長	前 田 泰 孝 君	
教 育 長	石 橋 宏 克 君	
教 育 課 長	宇ノ澤 修 君	

生涯学習担当課長 郡 伸 明 君

○出席事務局員（3名）

事 務 局 長 伊 藤 雅 晃

次 長 向 後 順 子

副 主 査 白 石 直 人

(午前 10 時 00 分 開会)

議長（板寺正範君）

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和 7 年 3 月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、12 番 鈴木正昭君、3 番 前田君江君、両名を指名します。

日程第 2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 14 日までの 10 日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、佐久間義房君。

10 番（佐久間義房君）

おはようございます。令和 7 年 3 月定例会の運営についてご報告します。

今期定例会の運営につきましては、去る 2 月 26 日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定並びに付託委員会などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、議員発議 1 件、町長提案 34 件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から 14 日までの 10 日間とすることに合意を見ております。

審議予定は、第 1 日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は 4 人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、発議第 1 号を上程し、質疑・採決を行います。続いて、同意第 1 号から同意第 11 号を順次上程し、採決を行います。続いて、議案第 10 号から議案第 14 号を順次上程し、質疑・採決を行って、延会といたします。

第 2 日目の 6 日は、議案第 15 号から議案第 24 号までを順次上程し、質疑・採決を行います。次に、議案第 2 号から議案第 9 号までの令和 7 年度各会計予算を上程し、提案理由の説明、内容説明を行い、お手元の委員会付託表に記載のとおり予算決算常任委員会に詳細な審査を付託し、休会の件を諮り、散会とします。

第3日目の7日から13日までは休会としまして、この間、7日、11日、12日には予算決算常任委員会を開催することに合意を見ております。なお、委員会開催の詳細は審議予定表によりご了承願います。

最終日の14日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、議案第2号から議案第9号までの予算決算常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び組合議会等の報告を予定しております。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたしまして、以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

議長（板寺正範君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から3月14日までの10日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から3月14日までの10日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分事項について、町長から1件の報告がありました。内容については、配布の印刷物のとおりですが、その経緯等について説明願います。

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、専決処分の内容について説明申し上げます。お配りしてございます専決処分の報告についてをご覧ください。

請負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、町長が専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

2ページの専決処分書をご覧ください。

事案の概要でございますが、令和５年９月東庄町議会定例会で議決をいただき、締結いたしました町道２０７４号線道路改良事業に伴う２０１２号橋の架替工事の契約につきまして、工事内容の見直しが必要となったため、請負契約の変更をしたものでございます。

工事の内容の変更点については、ポンプ排水等の仮設設備の見直し等によるものでございます。

変更後の契約金額は６，４８６万７，０００円で、１０７万８，０００円の増となります。

契約の変更額が指定の範囲内であるため、令和７年２月１４日に専決処分をいたしました。

以上で説明を終わります。

議長（板寺正範君）

専決処分事項の経緯説明が終わりましたので、引き続き、議長より議会の会務報告を行います。

１２月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、請願・陳情の処理経過及び結果の報告について、町長より報告がありました。配布の印刷物のとおりです。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第４、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

おはようございます。それでは、令和６年１１月２３日から令和７年２月１９日までの行政報告につきまして、主なものを申し上げます。

最初に、総務課の関係ではありますが、交通関係で、１２月１０日から１２月１９日までの１０日間、冬の交通安全運動を実施いたしました。町内巡回広報の他、登

校指導、街頭キャンペーン、夜間街頭監視などを実施しております。しかしながら、年明けに香取警察署管内で死亡事故が連続して発生をし、管内に交通死亡事故多発警報が発令される事態となってしまいました。今後は更なる交通安全の啓蒙に努めてまいりたいと考えております。

次に、2 ページ目上段の企画関係ですが、物流ドローンの実証実験を6 回実施いたしました。ドローンパークから役場へ弁当を運んだり、役場から北総育成園へ防災物資を運んだりという実験を支障なく実施出来ました。そしてまた終了いたしました。今後、有事の際にドローンを有効に活用出来るよう、検証を重ねていきたいと考えております。

続いて、3 ページ目中段から町民課の関係でございますけれども、賦課徴収関係で、各種納税通知書、督促状の発送をし、また滞納処分として財産差押を実施しております。町税は、町の財源の根幹をなすものであります。今後も町の財源確保のため、徴収率の向上に努めてまいります。

次に、戸籍住民票等関係で、5 ページ目中段の個人番号カード関係でございますけれども、期間中のカード交付件数は3 8 2 件となっております。現在も休日交付を定期的に実施するなど、積極的に申請補助を行っております。

続いて、健康福祉課の関係ですが、8 ページ目上段からの子育て支援関係で、記載のとおり子育て応援祝金や出産・子育て応援交付金をそれぞれ支給しております。これらの子育て支援に関する事業は、子育て世帯の負担の軽減に寄与しているものと考えております。今後も子育て支援の充実を図ってまいりたいと考えています。

次に、9 ページ目上段からの衛生関係ですが、記載のとおり、各種予防接種事業、そして母子保健対策事業を実施しております。

次に、1 0 ページ目中段からの介護保険関係でございますけれども、介護認定の状況や介護サービス利用件数を記載しております。引き続き、介護予防に重点を置いた施策の充実にも努めてまいります。

続いて、1 2 ページ目上段からのまちづくり課の関係ですが、建設関係で舗装補修工事等9 件の工事と、路線測量委託6 件の業務委託を発注しております。

次に、1 3 ページ目中段からの農林水産関係でございますけれども、記載のとおり農業経営改善計画認定や農業経営基盤強化促進事業などを行い、農業経営者の離農の防止、そしてまた経費負担等の軽減に努めてまいります。

最後に、16ページ目中段の東庄病院の関係でございますけれども、1日当たりの平均患者数は、一般病棟入院数が17.1人、介護医療院入所数が約34.8人、外来患者数が106.9人となっております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

続いて、教育長、石橋宏克君。

教育長（石橋宏克君）

おはようございます。教育長、石橋でございます。それでは、17ページからご説明を申し上げます。

11月23日から2月19日までの教育委員会行政報告をさせていただきます。

初めに、教育委員会関係でございます。

11月から1月にかけて定例教育委員会を3回実施しました。

続いて、学校教育関係です。

会議としましては、教育支援委員会を初め、様々な委員会や協議会を行いました。教育相談については1月8日に実施しております。

次に、契約関係でございます。東庄中学校生徒用図書購入他2件の契約を行いました。詳細はお手元の資料のとおりでございます。

続いて、指定寄附関係です。

東洋合成工業株式会社様から東庄中学校卒業生記念品として図書カード95枚、19万円相当分の寄附をいただきました。

次に、生涯学習関係です。

初めに、生涯学習事業です。東庄町杉の子サークルクリスマス会や放課後子ども教室などを資料のとおり実施しております。

次のページをお願いいたします。

社会体育事業としまして、12月8日にコジュリンマラソン大会を行い、当日は277名の参加がありました。

公民館事業としましては、お手元の資料にあるとおり様々な講座等を行っております。

次に、契約関係でございます。ドローンによる須賀山城址撮影測量委託事業を行っております。

次に、社会教育関係です。1月12日に令和7年二十歳の門出の式典を行い、20歳になられた成人の皆さんの門出をお祝いしました。当日は、対象127名のうち106名の出席がございました。

次に、図書館関係でございます。図書館関係については、お手元の資料のとおりでございます。

最後に、学校給食センター関係です。11月から2月の給食数は資料のとおりでございます。また、給食主任者会議を実施しております。

続いて、指定寄附関係です。東庄町養豚経営者協議会様から学校給食用食材として豚肉を68.9キログラム、14万1,382円相当分をいただき、当日はとんかつ等でおいしくいただきました。

以上、教育委員会行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
議長（板寺正範君）

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

おはようございます。通告に従いまして、本日の一般質問を行わせていただきます。

2点の質問事項で、一問一答形式で行わせていただきます。

今年は、団塊の世代の全員が75歳以上になり、総人口の5人に1人が後期高齢者となります。人生100年時代と言われる中、高齢になっても元気で生き生きと暮らせるよう、健康寿命の延伸に力を入れなければならないと考えます。

本日は、それらを踏まえて質問させていただきます。

最初の質問事項であります町民の健康を守る取組として、人間ドックに対する費用の助成について伺います。

我が町は、町民の皆様が健康で生きがいを持って暮らせるよう、特に予防医療に力を入れた施策に取り組んでくださっていることを評価させていただきたいと思います。病気になってつらい治療に耐えながら、なおかつ、日々の生活の不安を抱え、生きていくのは本当に大変なことであります。

町は、他の自治体に先駆けてのワクチン接種費用への助成、特定健診項目の選定、

がん検診等、町民の皆様が病気にかからないように、更には早い時期に病気を発見して、重症化させないための取組をしてくれていると理解しております。

病気の早期発見としての人間ドックですが、以前の一般質問で東庄病院以外の医療機関での人間ドック費用の助成をすべきと提案させていただきました。本町の東庄病院での助成率は大変高い状況であることは承知しております。しかし、町民の中には、他の医療機関での受診を望む声があることも事実です。

前回の答弁では、近隣市町の状況を把握して、関連機関と協議しながら検討するとの答弁でしたが、現在の町の見解をお聞きします。

これ以降は自席にて行わせていただきます。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、山崎議員のご質問についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、令和5年12月議会での一般質問において、近隣市町の状況を把握して、関係機関と協議をしながら検討するとの答弁をいたしました。

現在の状況ですが、町民の健康維持及び東庄病院の安定的経営を考え、また、近隣市町の助成額を考慮の上、町外の医療機関と助成額に差をつけるなどの具体的な条件面の検討をしているところであります。

詳細が決まりましたら議員の皆様へご報告させていただき、また広報とうのしょうや町ホームページで周知させていただきたいと思っております。

私からの答弁は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。東庄病院での人間ドック費用の助成については、多くの町民が利用でき、なおかつ高い助成率になっていること、ありがたいことだと思います。この度、他の医療機関での費用の助成について決断いただいたことを感謝いたします。

東庄病院であれ、他の病院であれ、町民の皆様が自分の健康について意識を持っ

ていただき、早期発見、早期治療につなげ、健康寿命の延伸に努めていただければと思います。そして更に医療費の削減にも大きく貢献出来るものと考えます。早めに実施されることを望みます。

次に、令和4年度から子宮頸がん予防ワクチンとして、HPVワクチンの積極的勧奨が再開されました。接種時期を逃してしまった1997年度生まれから2006年度までの女性に対して、現在、キャッチアップ接種が実施されています。これについては、当初より1年間延長する措置も取られております。

今回の質問であります男性へのHPVワクチン費用の助成についてですが、HPVワクチンを男性に接種する意義として、まず肛門がんや中咽頭がん、尖圭コンジローマなどから男性自身を守る、そして将来のパートナーへの感染を防ぐという二つの意義があります。接種済みの人が多いほど集団免疫効果が生まれ、社会全体の感染率が下がります。現在、男性への定期接種化にはなっておらず、接種費用の助成は自治体独自の施策であります。助成制度を創設する自治体は増えてきております。我が町も実施すべきと考えますが、見解を伺います。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

議員がおっしゃられたようにHPVワクチンは主に子宮頸がんを予防するワクチンとして女性に対し接種しております。

HPVはヒトパピローマウイルスというウイルス名の略称ですが、HPVは子宮頸がん以外に肛門がん、中咽頭がんなどの原因になることが知られています。中咽頭がんの50%、肛門がんの93%がHPV感染によるものとされています。このことから分かりますように、HPVは実は身近なウイルスで、がんとも大いに関係しており、HPVが関係しているがんの中で喉の奥に出来るがんである中咽頭がんは男性に多いという特徴があります。HPVは、主に性行為で感染するため、女性だけの問題ではなく、男性にも関係のあるウイルスです。

議員がおっしゃられるように、HPVワクチンを接種することは、男性が自分自身を守ること、そしてパートナーを守ることにもつながります。女性だけでなく、男性も接種することにより、集団免疫効果が生まれ、HPVへの感染率が下がります。

すので、海外では男女への接種が進められている国もあります。

しかしながら、令和6年3月14日に開催された厚生労働省の専門委員会において、HPVワクチンの男性への接種は、費用対効果に課題があるとの見方が示されたことから、検討は続けるが、男性への定期接種は当面見送られることになりました。

現在、薬事承認されているHPVワクチンは、9歳以上の男性に3回接種することになっていますが、専門委員会では3回接種した場合の費用対効果について課題があるとの意見であったため、定期接種化されなかったものです。集団免疫効果により感染率を低下させるためには、東庄町だけではなく、国全体で接種することが求められますので、東庄町の接種費用助成については、国の動向を踏まえ、今後検討してまいりたいと思います。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

承知しました。担当課長、いろいろ調べてくれたの答弁、ありがとうございます。既に海外では約40ヶ国で公費助成されています。早くから男女とも公費助成されたオーストラリアでは、2028年には子宮頸がんの撲滅が達成出来るとされているということです。

同じく男女とも公費助成し、高い接種率を維持するイギリスでは、未接種の人達の感染率も下がっているとのデータが確認されています。

国が定期接種化するのを見守るのか、先行してやっていくのか判断される場所かと思います。しかし、これまで我が町は、他の自治体に先駆けてワクチン費用の助成に取り組んできました。喫緊では、带状疱疹ワクチンですが、来年度から国の定期接種化となりました。これは、当町は、令和5年度、国に先駆けて独自に費用の助成を決断していただきました。これについては、町民はもとより、近隣の自治体からも高く評価されました。

現在、男性へのHPVワクチン費用の助成は、千葉県いすみ市で実施されています。市内の病院の医師からの助言もあり、市長が決断して行ったとのこと。これまで東庄町は、ワクチン接種費用の助成はどこよりも早く取り組んできたことを

ずっと見てまいりましたし、評価もさせていただきました。常にアンテナを高くして情報を取り入れ、精査し、拡充してきたと考えます。

今回のワクチンに対しては検討された結果だと思いますが、これからもこれまでに以上に町民の健康を守るため、先駆けとなる施策に取り組んでいただきたいと思います。地方から国へ波及することもあり得ると思いますので、お願いいたします。

次に、質問事項２の高齢者施策について伺います。

初めに、認知症の予防、早期発見のための取組状況と推進について伺います。

２０２２年の調査によると、認知症の有病率は６５歳以上の高齢者で、推計１２．３％、８５歳以上になると急激に上昇し、約４０から５０％の方が認知症になるという状況で、認知症予備軍の軽度認知障害、ＭＣＩも年齢と共に上昇しています。今後益々認知症の方、ＭＣＩの方は増え、高齢者の３人に１人が認知症かＭＣＩという時代になると言われています。誰しものが認知症になり得る時代がもうそこまで来ています。

そこで、町として認知症の予防、早期発見のための取組の現状を伺います。

また、更にこれから取り組もうとしている施策があればお聞かせください。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

認知症の予防の取組の一つとして、毎年、脳活教室を開催しております。頭と体を使った講座を通し、認知症の予防について学んでいただいております。

また、現在、町内で高齢者が集まるサロンが活動しており、その場に地域包括支援センターの職員が月１、２回出向き、認知症の人や、その家族がいつでもどのような医療や介護サービスが受けられるのかや認知症の様態に応じたサービス提供の流れをまとめた認知症ケアパスを用いて、認知症予防、早期発見についてのミニ講座を実施しております。

認知症ケアパスには、認知症の早期発見のための内容が含まれており、認知症が疑われるサインを確認出来る簡単なチェック項目もあります。サロンなどでは、ご自身だけでなく、家族、友人、ご近所の方などで認知症が疑われるサインがある方については、早めに医療機関受診や地域包括支援センターへの相談を進めていただ

くようお伝えしております。

今後は、脳活教室参加者からのアンケートの結果を参考に、3回1コースで、これまでの内容に加え、音楽や調理など、作業療法の視点を取り入れた内容も実施していきたいと考えております。

また、高齢者を支える若い世代の方々に向け、認知症についての理解や早期発見のサインについて周知出来るような仕組みも検討してまいります。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

ありがとうございます。現在、高齢者のサロンを開催しているとのことですが、何ヶ所でどのくらいの方が参加しているのか伺います。また、認知症カフェの開催はどのようなになっているかも伺います。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

高齢者のサロンは町内に八つあります。参加者の人数は、1ヶ所10名から15名程度で、多いところでは20名を超えるところもあります。

ほとんどのサロンでは介護予防サポーター2、3人が中心となり、毎回こじゅりん体操を行っております。また6ヶ月に1回程度、体力測定を実施しており、自身の体力を確認しながら地域の中で自主的な運動をして、介護サービスを使わずに元気であるための体操を続けております。

続いて、認知症カフェについてでございますが、東庄町では平成28年度より合同会社棲霞堂が主催している認知症カフェを1ヶ所実施しております。場所は羽計地先のデイサービスたちばなで、奇数月の第三日曜日、13時半から15時半までオレンジカフェたちばなという名称で開催されております。スタッフはデイサービスたちばなの職員、更生保護女性会の方々などとなっており、参加者は軽度の認知症の方や地域の方10名程度で、みんなで歌を歌ったり、お話を楽しんだり、折り紙などを使って制作などをして楽しまれているようです。

町は、後方支援ということで、年度初めに年間の開催日時を掲載したチラシの作成などの周知に協力しております。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

高齢者のサロンですけれども、参加している方にお聞きすると、体操をやりに行くんだよと教えてくれます。参加者が更に別の方に声かけをしていただき、一人でも多くの高齢者に元気でいていただきたいと思います。体操をする、話をする、笑うことなど、どれも大事なことです。これから多くの地域で実施出来れば良いと考えます。出来れば、歩いて行ける範囲の中で開催出来ることが望ましいかと思えます。

地域包括支援センターの職員だけでは手が回らないと考えますので、一緒に活動していただけるボランティアの皆さんを探して、どこの地域でも集える場所を作っていくことが必要だと思います。

また、認知症カフェですが、一つの介護事業所に任せるのは負担が大きいのではと考えます。公共の施設等を利用して、回数も増やして、誰でも気軽に集える場がつくれれば良いと思いますので、検討願いたいと思います。

どこの地域にも認知症の方は多くいらっしゃいます。なかなか個人的に声かけするのは難しいと思います。出来れば、どこの地域でも、私は自分の住んでるところでもお見かけする方が軽度だったり、本当に認知症だったりという方を大勢見かけます。ただ、今、うちの地区は集会所にお手洗いが無いということで、そこがいつも大きなネックになって進まないでおります。声かけして、集まって、みんなで話をするだけでも違うのではないかなと思いますので、その辺もよろしく願いいたします。

次に、認知症の人に寄り添うユマニチュードの講座の開催について質問いたします。

認知症と軽度認知障害の方を合わせて1,000万人を超える状況下で、認知症の人や家族等が安心して穏やかに暮らせる生活環境の構築が必要です。実際に記憶障害や認知障害が起こる中で、当事者や家族の不安から、行動・心理症状、BPS

Dが発症し、それまでの家族関係が損なわれてしまうことも少なくありません。B P S Dの症状とは、幻覚、妄想、興奮、不穏、徘徊、焦燥、社会的に不適切な言動や暴言、鬱状態になる、怒りっぽくなる、更に物盗られ妄想、意欲低下などとされています。そこで、認知症の人の尊厳ある暮らしを守る上で、一人でも多くの住民が認知症の人に対する適切な接し方を身につけて、認知症の人の行動・心理症状の発生を抑制することは特に重要であると考えます。

そのための効果的な技法として、あなたを大事に思っていることを、見る、話す、触れる、立つの四つの柱で、相手が理解出来るように届けるケア技法であるユマニチュードが注目されています。

福岡市では、2016年度、家族介護者や病院、介護施設の職員を対象としたユマニチュードの実証実験を実施しました。その結果、暴言や徘徊などの症状が軽減し、介護者の負担感も低下するといった効果が見られたことから、18年度に市はまちぐるみの認知症対策としてこの技法を導入し、ユマニチュードの市民講座などを本格的に展開しました。

対象は、家族介護者や小中学校の児童生徒の他、市職員や救急隊員など多岐にわたります。我が町では、認知症サポーター養成講座を実施しておりますが、更にこの講座を取り入れることを提案したいと思います。町の見解をお聞かせください。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

議員がおっしゃられたユマニチュードというケア技法でございますが、こちらはケアを受けている人に対して、あなたは私にとって大切な存在ですと伝えるための技法です。ユマニチュードとは、人間らしさを取り戻すという意味を持つフランス語の造語で、フランスで考案され、ケアを一つの物語のように一連の手順で完成させるケアの五つのステップで構成するケアコミュニケーション技法となります。議員がおっしゃられた四つの柱を複数組み合わせる行うことが重要で、一つだけではうまくいかない技法となります。

町で行っている認知症サポーター養成講座の中にも、このユマニチュードの考え方や共通するものがあります。ユマニチュードで、見る、話す技術に相当する相手

に目線を合わせて優しい口調でなどです。

現状、町民向けのユマニチュード講座を実施することは体制的に難しいと考えていますが、認知症のその人をどんなに大切に思っている、また優しくしたいと思っている、その気持ちは相手に理解出来るように表現しなければ相手に届きませんので、その人の立場に立って理解し、対応出来るよう、認知症サポーター養成講座を通して地域の方々に伝えていきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

先程述べました福岡市では、ユマニチュード推進部を新設し、市民向け、小中学校向け、家族向けの講座を開催しているとのこと。認知症の家族と暮らしている方や介護している方は、ともすれば狭い空間の中で息詰まって、苦しい思いを吐き出せないでいる人も多くいます。みんなで学びながら共有する機会も必要かと考えます。そして更に子供達の認識を深めることも必要ではないでしょうか。講習のためのDVDもあるように聞いています。これらをサポーター養成講座に取り入れていただくよう望みます。

認知症にどう取り組んでいくかが喫緊の課題であります。国の施策だけではどうにもならないことが多くあります。小さな町だから出来ることもあると考えます。先程質問しました認知症カフェとは、認知症の当事者や介護者が集える場所のことですが、介護者の不安や愚痴を吐き出せる場であり、専門家に助言をもらう、また、他の方の様子を見聞きするなど、気持ちをリセット出来る場になることが大事かと思えます。開催場所や開催回数を増やし、認知症施策に取り組むべきと考えます。

私は、一般質問のたびに度々申し上げますけれども、現在の橘小学校跡地を住民が集える場所に整備し、子育て世代や高齢者と広く交流出来る場所をつくっていくことが必要と考えております。これについては、町全体の共通課題として検討いただきたいと思います。認知症施策、条文を作るのは簡単なことですが、現場でどのように動くかということで大きく差が出ると思います。担当課は大変かと思えますけれども、今、もう喫緊ですので、私達も10年後はその立場、その前になるかもしれません、今は団塊の世代が全て75歳以上になって、あっという間

に８０、９０歳になります。認知症の特効薬というのも少しは出ていると聞きますけれども、その前の段階で、認知症にならないための施策が大事かと思いますので、元気に集える場所、そういう場所の設定が必要ではないかと思います。

最後に要望しまして、本日の一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（板寺正範君）

以上で山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は午前１０時５０分からとします。

（午前１０時４０分 休憩）

（午前１０時５０分 再開）

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

５番、越川良男君。

５番（越川良男君）

５番議員の越川です。通告に従いまして、一般質問いたします。

質問事項１、障害者雇用の促進について。質問要旨１、町内企業の障害者雇用の状況について伺います。

障害者雇用を進めていくことの根底には、共生社会を実現するという理念があります。障害者が普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活出来る社会を実現するためには、職業を持ち、自立を進めることが重要です。

障害者の雇用については、従業員４０人以上雇用している事業主は障害者を一人以上の雇用となっております。また、法定雇用率を下回っている事業主からは法定雇用障害者数に不足する人数に応じて納付金を徴収し、それを財源に法定雇用率を上回っている事業主に対して各種助成金を支給する障害者雇用納付金制度もございますが、お金を払えばそれで良いということではなく、共生社会の実現のため、障害者雇用の水準を高めていく必要があると思います。これらの企業に対する監督については、国の労働局の仕事であります。町としては、これらの障害者の雇用状況を詳細に把握されているのかどうか伺います。

また、把握しているとすれば、現在の状況をどのように認識されているのか伺います。

以上で登壇での質問を終わります。この後は自席にて一問一答でお願いします。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、越川議員のご質問にお答えいたします。

町内企業の障害者の雇用状況についてでございますが、議員がおっしゃられたとおり、企業に対する監督については労働局が所管しているところでございまして、障害者雇用の状況のデータは一般には公表されておらず、町といたしましても、把握はしておりません。

今回、労働局に開示依頼をし、調査をいたしましたところ、町内で障害者雇用義務のある企業は2社ございました。2社共に法定雇用率2.5%ですが、これを達成出来ていないという状況でございました。

町の障害者雇用の促進に向けた取組といたしましては、健康福祉課で所管しております自立支援協議会において、障害者雇用の支援として就労検討会を開催しております。

今後も障害者の自立を進めるため、町としての支援の取組を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

5番、越川良男君。

5番（越川良男君）

ただいま町内の障害者雇用義務のある企業は2社あり、2社とも法定雇用率を達成出来ていないということでしたが、本町における自立支援協議会で実施している就労検討会での具体的な取組内容と実績及び今後の課題等があれば教えてください。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

本町の就労検討会は年に3回開催しております。障害者の就労の課題解決に向け協議しておりますが、大きな課題の一つとして障害者の通勤手段が挙げられており、

公共交通の少なさや外出支援巡回バスの便数及び工業団地などの雇用の場付近の停留所問題などが課題となっております。このような課題を解決するため、現在、本格稼働に向けて動いているデマンドタクシーを障害者も使いやすくなるよう、就労検討会の中で地域公共交通会議の事務局と意見交換を行いました。

また、自立支援協議会から町へ移動手段に問題を抱えている方のニーズに即した交通機関の検討が必要である旨の提言書が提出されたことに伴い、令和4年度より障害者の就労継続支援施設への交通費助成として、交通費の2分の1を助成しております。

その他にも一般企業へのアプローチとして、町商工会役員会に参加させていただき、障害者の就労についての説明と職場体験のご案内を配布し、障害者の職場体験を受け入れていただける企業の募集をお願いしました。

なお、東庄町民の障害者手帳所持者などは約600人おりますが、全ての手帳所持者などの一般企業への雇用状況については、労働局が所管する支援と町が行う福祉サービスによる支援があり、町が行う支援による就労状況は把握出来ますが、全体数については把握しておりません。

今後の課題でございますが、本町では就労継続支援施設が少なく、町内の通所利用者が3人、町外への通所利用者が36人と、障害者の多くが近隣市町へ通所している状況のため、広域での協議が必要と考え、香取市、神崎町と就労検討会の広域化に向け協議しております。

今後も障害者が安心して働けるよう、就労支援について取り組んでまいりたいと思います。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

5番、越川良男君。

5番（越川良男君）

ありがとうございました。

次に、質問要旨の2の役場の障害者雇用の現状について伺います。

法定雇用率については、国や地方公共団体においては民間企業より高い雇用率を求めています。現在の役場の障害者の雇用率と現状についての認識、そして今後の障害者の雇用について、どのような方針で臨むお考えか伺います。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

議員がおっしゃるように役場の法定雇用率は民間企業の2.5%よりも0.3%高い2.8%となっております。障害者の必要採用人数は4名となっております。

役場の障害者雇用の状況といたしましては、雇用の基準日であります令和6年6月1日現在では、障害者の必要採用人数4名の法定雇用人数を達成しているところでございますが、令和8年7月1日からは法定雇用率が3%に引き上げられます。

今後の方針といたしましては、障害者支援団体等とも連携をいたしまして、人材を確保し、引き続き、法定雇用人数の達成を維持してまいりたいと考えております。

また採用に至った方に対しては、適切な業務の割当や合理的配慮を適正に提供するなど、働きやすい、また、長く働き続けられる職場環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

議長（板寺正範君）

5番、越川良男君。

5番（越川良男君）

丁寧な説明、ありがとうございました。

続きまして、質問事項の2、区の再編について。質問要旨1、区への再編支援について伺います。

区は、任意の団体でございますが、住民同士の助け合いの意識が災害時の被害者支援において有効に機能したり、住民による防犯活動が地域の治安向上に効果を上げたりしているといったことがございます。同じ地域に住んでいる者同士が仲良く助け合い、共同意識を高めるために、区の果たす役割は益々大きくなってきていると思います。特にこのところの大規模災害等の状況を見ておりますと、その役割の重要性ということが見直されていると思います。

行政が全ての住民を把握出来るわけではなく、日頃から区の活動がしっかりとしておりますと、何かあった場合にも区の状況が分かる、どこに援助を必要とする方が住んでいるのかということは、区のネットワークというものがしっかりとしている

場合には速やかに把握出来るが、そういうものがないと、いざという時に行政が調査するには非常に時間を要することが分かってまいりました。

しかし、現在区はどこも高齢化が進行しており、また非常に戸数が少なく、行事的なものを行うことが出来ないような区も多数見受けられる状況にあります。ここはやはりある程度の区の再編支援ということが必要ではないかと思いますが、町長のお考えを伺います。

議長（板寺正範君）

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、越川議員からの質問にお答えを申し上げたいと思います。

区の再編ということでありましたけども、大変難しい問題でありまして、実はかつてから向こう三軒両隣というような付き合いの仕方を平均的にやってこられたと思うんですが、議員おっしゃるように、現在、区はどこでも高齢化が進んでおりまして、また戸数が減少しております。そしてまた、区の運営も大変厳しく、難しい時代に入ってるなという感もいたします。そしてまた、危機感を感じている方達がたくさんいらっしゃるのではないのかなと思います。

町としても、支援はどういう支援が必要かということでもう絶えず考えております。しかしながら、地区のことですと、それでも区の成り立ち、区民同士の付き合い方、助け合い、コミュニケーションの形が少しずつではありますけれども変わっているのではないのかなと、このようにも思います。再編ということになりますと、各区の皆様が話し合いを一番最初にするようになってはいるはずですが、その中で、どうしたらということになるわけでありまして、慎重に進めていかないと、またいろいろな問題がこじれて出てきたりすることもあります。そういうことを考えると、非常に厳しい問題であるなということもう重々知っておりますけれども、これからの時代は、かつての時代の中で育ったものですから、同級生が町内には何百人という時代のことでしたし、一つの学校で160人もいたり、それが5校あったわけですから、そういうことを全く感じない時代で育っております。

しかしながら、助け合うという気持ちは皆同じでありますので、どこかいい知恵がないかなということを今模索してるところでもありますけれども、大変、区のことですと、では誰でもいいのかということでも、また困ることでもあるので、

これをどういうように反映していくかということは、これも行政協力員をやっていたら区長さん達の集まりの中でも十分協議をしたり、話し合いをしていただければと、このように思うところであります。

町としての側面からの協力といいますか、それはもうもちろんでありますけれども、各自治区でありますので、区長さん方の話し合いの中だとか、また、行政協力員さんをやっているというところで、その中でも十分話し合いをしながら進めてまいりたいと、このように考えているところであります。

危機感はもう全くとおりでありまして、町としてもこれから大変な状況下になるなということも実感としてありますので、今後もそういう形で進めさせていただきたいなと今思っております。

まさしく町にとっての大変な状況下の危機でありますので、議員の皆さん方にも、また地域のことでありますとか、そういうものの情報等を入れていただければ大変ありがたいなと思うところでありますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（板寺正範君）

5 番、越川良男君。

5 番（越川良男君）

ありがとうございました。まさに大変難しい問題だと思います。だからこそということで、早急に取り組まなければならない問題だと考えます。

次に、東庄町は大きく神代、笹川、橘、東城の4地区に分かれますが、笹川地区だけが、い番地、ろ番地となっており、区のエリアが不明確な状況にあります。区としても、区内在住の範囲が分からないと新住民への対応や災害時の対応など、混乱する状況も考えられます。町として、区のエリアの不明確な点についての解決策はないか伺います。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

議員がおっしゃるように、特に笹川地区でございますが、家同士の付き合いなどで加入する区が異なったりしており、各区のエリアが区長さん達も不明確であるというようなことで、新住民への勧誘が難しいというお話もお聞きしているところで

ございます。

町主導で自治会として各区のエリア、地域を地図上で線引きするということは大変難しいと考えておりますが、町では各区を自主防災組織として位置づけております。各区の皆様に話し合っていたいただいた上でのこととなると思いますが、地域の防災上の観点から、自主防災組織の活動範囲としての、地図上にエリアを線引きすることは可能ではないかと考えます。

まちづくり会議等の場を活用しまして、各地区の区長さん方のご意見もお聞きしながら検討していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

5番、越川良男君。

5番（越川良男君）

防災上の活動範囲を区のエリアとすることは、住民に対する説得力があり、とても良い考えだと思います。是非、検討していただきたいというふうに思います。

次に、区への未加入者問題について伺います。

区の果たす役割については既に申し上げましたが、区への加入、脱退は自由という中で、区内に在住しながら区から脱退する人が年々増加しており、区民の減少に歯止めがかかりません。このままですと区の機能が大きく低下していくことと思います。町としても区の位置づけは重要であり、現在、各区の区長は町の行政協力員として活動していただいております。

そこで伺います。区への未加入者の問題について、町の考えを伺います。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

区への未加入の問題については、大変難しい問題であると考えております。先程町長のお話にもありましたが、まちづくり会議等の場を活用しまして、地域の皆様方と各地区の取組事例などを参考に研究してまいりたいと思います。

町の役割としては、自治会の活動、活性化の推進に関する基本理念等を定めまして、地域社会の活性化の推進を図っていくため、町民が地域社会の一員であることを認識して自治会に加入していただけるような機運を醸成していくことが必要であ

ると考えます。

先進的な自治体で制定されております自治会等の活性化の推進に関する条例というものがございます。こちらの条例の制定についても検討してまいりたいと思います。議員の皆様にもご協力のほど、よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

5 番、越川良男君。

5 番（越川良男君）

町が条例等を制定することは、未加入者の方に加入促進をする上で大変有効な方法だと思います。是非、検討していただいて、早期に制定していただければというふうに思います。

次に、質問事項 3、役場職員の町内移住対策について。質問要旨 1、町外居住の現状について伺います。

居住の自由については、憲法に保障されているので、町内居住を義務づけることが出来ないのは承知しておりますが、町が定住化対策として様々な政策を実施している中、我が町の職員でありながら町内に居住していない職員がおり、町民税はもちろん、消費にも大きな影響を与えていると思います。

そこで伺います。町外に居住されている職員は何人いますか。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

町外居住の現状については、3 月 1 日現在で町外に居住する職員は、全職員 1 9 9 名中 8 8 名でございます。病院の看護師さん等を除外いたしますと、1 4 7 名中 5 6 名となっております。

以上でございます。

議長（板寺正範君）

5 番、越川良男君。

5 番（越川良男君）

職員全体だと 1 9 9 名中 8 8 名ということで、4 4 %。病院を除くと 1 4 7 名中 5 6 名ということで、約 3 8 %と、かなりの方が町外居住ということになります。

このような状況を踏まえ、次に質問要旨２ということで、災害発生時の対応について伺います。

東日本大震災のような大きな災害が発生した場合、職員の招集の遅れなど、業務に支障が出るのではないかとといったような問題が危惧されます。そのような問題についてどのようにお考えか伺います。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

職員の通勤時間等について、町内、町外問わず集計いたしましたところ、平時の職員の自宅から役場までの所要時間は平均で１６分ほどでございました。町外在住者についても、多くが東庄町と隣接する市町から通勤しておりまして、大半の職員が３０分以内に到着可能なところに居住しております。

しかしながら、議員がおっしゃるように東日本大震災のような大きな地震等が発生した場合は、通行止めや渋滞など、道路網に混乱が生じ、職員の参集に支障が出る可能性もございます。平時から町外居住者の参集についても考慮した対応を検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

議長（板寺正範君）

５番、越川良男君。

５番（越川良男君）

災害は、いつ、どのような災害が発生するか分かりません。様々なケースを想定し、いざという時に混乱しないよう、対応の検討をお願いします。

次に、質問要旨３、町内居住奨励策について。町として、職員の町内居住について何らかの対策を行っているのか伺います。例えば、町内で家を建てた職員について、住宅手当の増額措置等、住環境の整備や子育て対策を実施している町村もありますけれども、そのような制度を検討する考えはないか伺います。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

現在、本町において職員の町内居住奨励策についてはございません。人事院及び千葉県人事委員会の勧告に基づき、町内、町外の区分なく住居手当を支給しております。国は、居住地によって税収の差が生まれないため、住所要件が考慮外となっているのではないかと考えます。

一方、町の場合は、町民税をはじめとする税収入、国勢調査等の結果を算定基礎とする地方交付税の減、また、通勤手当、住居手当の支給と、それに伴う共済負担金の増と住所の影響は大きなものがございます。このようなことから、議員がおっしゃるように、町内居住の職員と町外居住の職員の住居手当等に差を設け、町内居住の奨励策を講じている自治体もございます。

近隣市町の例はございませんが、千葉県内では、佐倉市が市外在住者に対して減額措置、浦安市と市川市が市内在住者に対し優遇措置を講じております。本町においても、町が移住・定住対策など、様々な施策を実施している状況や災害時の対応等も考慮いたしまして、検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

5 番、越川良男君。

5 番（越川良男君）

ありがとうございました。人口減少に歯止めがかからない中、一人でも多くの方に東庄町に住んでいただきたいというふうに思うのは、これ全町民の願いだと思います。

職員の皆様におかれましては、それぞれご都合あるかと思いますが、ご理解いただければというふうに思います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（板寺正範君）

以上で越川良男君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後 1 時といたします。

（午前 11 時 17 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

3 番、前田君江です。議長のお許しをいただき、規定に沿って一般質問をいたします。

まだまだ寒い日が続きます。でも少し春めいてきたでしょうか。私事ですが、高校生の子供がもうすぐ卒業を迎えます。統合前の笹川小学校に入学したのが、ついこの間のように思われるのですが、月日が経つのは本当に早いですね。私は子供の成長をいろいろな気持ちで見守り続ける親の一人でもあります。同じように、東庄町のお子さんを持つ親御さんも、そのご家族の方も、子供達の行く末や今現在の教育については興味深いものと存じます。そこで本日は、未来を担う子供達を取り巻く教育の方向について伺いたいと思います。

質問要旨 1、学校運営協議会の役割や考え方は。本町で現在取り組んでいるコミュニティ・スクールについてです。

学校運営協議会制度、通称コミュニティ・スクールとは、どのようなものなのでしょうか。今現在、文部科学省が推奨する教育の在り方を含め、その成り立ちや経緯、国が地方の教育についてどのようなことをしてほしいのか、役割や考え方を分かりやすく教えていただけますか。

一問一答方式を選択いたしました。2 回目の質問からは自席で行います。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまのご質問にお答えします。

学校運営協議会制度を導入した学校をコミュニティ・スクールと呼びます。そして、十数名の委員が、次の三つのことを中心に協議や熟議を進めます。

一つ目は承認です。学校は校長のリーダーシップのもと、学校運営がなされています。そのため、学校運営について承認したり、学校教育目標の達成に向けて教職員が一丸となって学校運営がなされたりしているかを協議します。

二つ目が、熟議です。こんな子供に育ってほしい、こんな学校をつくりたいなど、テーマを決め、熟議を行い、情報や知識を共有します。

三つ目が、教職員の任用に関して、教育委員会に意見を述べる事が出来るという事です。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

聞き慣れない言葉が幾つかありました。例えば、学校運営の承認や熟議などです。それらはどのようなものなのでしょうか。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまのご質問にお答えします。

熟議とは、多くの当事者が熟慮と討議を重ねながら、教育政策をつくり上げていくことを指す言葉として定義されております。具体的には、多くの当事者、保護者、教員、地域住民等が集まって、課題について学習、熟慮し、討議することにより、互いの立場や果たすべき役割への理解が深まると共に解決策が見出され、納得して自分の役割を果たすようになるというプロセスのことを熟議と呼んでおります。

これにより、教育についての情報が共有される、当事者意識、教育に関する関心が高まり、町民の意識改革につながるなどの効果が考えられます。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

分かりました。では、コミュニティ・スクールが導入された背景をお伺いします。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えします。

この制度が導入された背景には、人口減少、グローバル化の進展、地域社会のつながりや支え合いの希薄化、貧困、児童虐待の増加、子供達の規範意識の低下、複雑化や多様化した学校教育の様々な諸課題とそれに伴う教職員の負担の増大などの課題があるということをご理解いただきたいと思います。

こういった背景をもとに、平成27年12月、新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携、協働の在り方と今後の推進方策についてという中央教育審議会答申が出され、学校運営協議会の設置が努力義務化され、平成29年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律に明記されました。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

近年の子供達を取り巻く環境は、本当に激しく変化し続けていると思います。それだからこそ、いろいろな人の力を借りたい。というか、力を持ち寄ろうということですね。国、地域、学校、保護者、地域住民の連携で、子供達に机上だけではない学びと目標を育みたいというふうに捉えました。

さて、そのコミュニティ・スクールの導入状況を教えてください。全国での導入率、千葉県の導入率や他県との差などをお願いします。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまのご質問にお答えします。

この制度には、教員の人事権に関することが明記されていたこと、そして、同様な制度として学校評議員制度があり、その区別が難しく、全国の自治体でその広がりが遅々として進みませんでした。

千葉県においても、当初は習志野市立秋津小学校のみの指定でしたが、その後、徐々に増加し、令和5年5月の調査では、全国の導入率が52.3%、千葉県では33.1%となっています。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

千葉県の実績が他県に比べると大分低いようですね。文部科学省の目指すものに理解し難いことがあるのでしょうか。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えします。

文部科学省が目指す教育の在り方には大きく三つあります。

一つ目は、社会総がかりでの教育の実現です。現在、子供や学校が抱える課題の解決、子供の豊かな成長のためには、学校、家庭、地域が連携・協働して、社会総がかりで教育の実現を目指さなければなりません。

二つ目は、地域と共にある学校づくりの一層の推進です。地域の人々と目標を共有し、地域と一体となって子供達を育む。地域と共にある学校を目指し、このコミュニティ・スクールをその中核に据えることです。

三つ目に、学校を核とした地域づくりの推進です。学校を核とした協働の取組を通じて地域の人々とのつながりを含め深め、コミュニティの活性化を図ることです。

以上、三つの方向性を持ちながら、学校、家庭、地域の連携を深めるために導入された制度がコミュニティ・スクールとなります。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

地域住民みんなで子育てに協力しようということですが、実際に地域との連携をどう取りかかったら良いのか、なかなかハードルが高いように思います。その辺りの計画はありますか。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えいたします。

十数名の委員が様々な立場から熟議し、情報や知識を共有しますが、それだけでは学校に広がりがありません。そのためには、学校のニーズに合わせた地域と学校をつなぐ役割が必要です。それが地域学校協働本部です。

地域や学校の実情に合わせ、学習、行事、安全、環境などのボランティアを中心とした地域学校協働本部という組織をつくり、様々な立場の人々が学校や子供達を見守る体制を作る必要があります。また、地域の方々が関わることで新たな交流ができ、学校を核とした地域コミュニティとして発展していくものと思われます。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

分かりました。それらの課題を乗り越えての導入の結果、子供達や取り囲む人々にどのような良い変化があると思われますか。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えします。

まず、子供にとってのメリットとしては、地域の方々から多様な支援が受けられると、1、学びや体験活動が充実する。2、大人と活動することで自己肯定感や他人を思いやる心が育つ。3、地域の担い手としての自覚が高まるなどの効果が考えられます。

次に、教職員にとっては、1、地域人材を活用した教育活動が充実する。2、子供達と向き合う時間が確保出来るなどの効果が考えられます。

次に、保護者にとっては、1、学校や地域に対する理解が深まる。2、地域の中で子供達が育てられるという安心感が生まれる。3、保護者同士、地域の方々との人間関係が深まるなどが考えられます。

最後に、地域の方々にとっては、1、生きがいややりがいを感じる事が出来る。2、学校を核とした地域コミュニティの形成に役立つなどの効果が考えられます。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

コミュニティ・スクールを導入することで、今お聞きしたようなことがこの東庄町で花開いたら、とても幸せな、素敵な町になりますね。

そこで、二つ目の質問です。質問要旨 2、東庄町における学校運営協議会、コミュニティ・スクールについてお聞きします。

まず、本町では設置されていますか。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えします。

東庄町では、令和 4 年度に規則を整備し、令和 5 年度から東庄町立小中学校学校運営協議会を設置し、正式に東庄町のコミュニティ・スクールが立ち上がりました。東庄に誇りを持ち、夢を抱きながら未来を切り拓く児童生徒の育成を東庄町の教育目標とし、子供達が笑顔にあふれ、地域を知り、地域に触れ、学び、地域を語れるよう、学校、家庭、地域が一体となった教育を推進しようと進めているところです。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

現状はどのように行われていますか。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えします。

本年度で 2 年目を迎えた東庄町立小中学校学校運営協議会ですが、現在、年間 3 回の協議会を行っております。

第 1 回目は、委員の委嘱、小中学校の学校経営方針の説明と承認、研修、熟議を行っています。

第2回目は、各学校からの現状報告とテーマを決めての研修と熟議、そして第3回目は、各学校の成果と課題、研修と熟議を行っております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

協議会の委員はどのような人が選抜されているのでしょうか。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えします。

協議会の委員の数は、15名以内、地域住民、保護者、学校の運営に資する活動を行う者、校長、学識経験を有する者、学校関係機関の者、その他教育委員会が適当と認める者としており、教育委員会が任命する形となっております。

特に特徴的なのは、学識経験者として、NPO法人企業教育研究会元事務局長の市野敬介氏を委員としておることです。そして、市野氏を委員長に据え、氏が持っている様々な知識や経験、見識による研修を行うと共に、熟議においてもコーディネートをしていただき、活性化を図っているところです。

また、市野氏の幅広い見識と町外の方であるという点から、東庄町の教育を見ていただき、私達が気づかない面についても指摘をいただいております。

この研究会は、千葉大学教育学部の藤川大祐教授が理事長を務める団体で、SNSの問題、キャリア教育、環境教育、プログラミング教育など、今日的な教育課題について研究を行い、様々な企業100社以上と連携し、2,600以上の場所で20万人を超える子供や教員に授業や研究会を行っている団体です。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

教育研究に特化されているNPO法人の方を起用しての熟議ですか。興味深いですね。今伺った方々と現在までにどのような内容が話し合われてきたのでしょうか。

教えてください。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えします。

これまで、研修として福島県二本松市の取組についてと東庄の歴史などを行いました。また、熟議を行うにあたっては、東庄町の場合は、協議会の委員に加わってオブザーバーの文教福祉常任委員の皆様、教育委員の皆様にもご参加していただき、様々な立場からの意見交換や議論が行われています。

その内容としては、東庄ならではの教育とは、東庄らしい人・状況・特技は、コミュニティ・スクールで出来ることとは、教職員が笑顔になるには、東庄の子供達に出来ることとは、学力の向上などについて熱い議論が行われました。この2年間の研修と熟議により、委員やオブザーバーの間で東庄町の教育に対する共通理解が生まれてきたと思います。

また、話合いの輪が広がり、幾つかの取組が小・中学校で行われるようになりました。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

本町の小中学校で幾つかの取組があったのですね。具体的な取組内容を是非聞かせてください。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまのご質問にお答えします。

例えば、東庄小学校では、東庄町と縁が深い岐阜県郡上市の大和小学校との間で小学校3年生がインターネットを介して町の様子を紹介するというオンライン交流会が実現しました。その時に国際ドローン協会の協力で、上空から東庄町を紹介することができ、両校の児童から歓声が上がっていました。

東庄中学校においては、委員と校長の間での話し合いから、中学生の乳幼児ふれあい体験学習が行われました。中学生が直接乳幼児と触れ合ったり、育児について保護者に聞いたりする場が設けられ、親の役割を理解しながら、自分自身の将来について考える機会となり、思いやりの心が育ったと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

心を育てる、まさにコミュニティ・スクールの目的の一つですね。近隣市町村との違いや評価をお聞かせください。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えします。

近隣市町のコミュニティ・スクールの運営がどのように行われているかは、視察をしておりますのでよく分かりませんが、最近、睦沢町コミュニティ・スクールの取組についてお話を聞く機会があり、そこでは本町と同様、学校運営の承認と熟議が行われておりました。

しかしながら、本町のコミュニティ・スクールの特徴は、先程も述べたように、1、外部の有識者を委員長としながら先進的な研修と熟議を行っていること。2、委員のみならずオブザーバーも入りながら様々な立場の人々がテーマに沿った研修と熟議が行われていることが挙げられます。

また、千葉県教育庁北総教育事務所の室長をはじめ、担当者も参観においでいただいております、その方々から、1、地域住民や学識経験者等、大変バランスが取れた人選である。また、地域住民には学校の管理職経験者や行政経験者が含まれており、学校の在り方や行政の立場で求められていることを前提にした意見交換が出来ている。2、オブザーバーとして議会議員や教育委員といった立場の方を協議会に位置づけられたことにより、それぞれの立場の方の意見や情報を収集することが出来る。また、学校の状況を理解してもらえる場面にもなり、町全体の教育活動の充実が期待出来る。3、学識経験者の市野氏が学校の立場やコミュニティ・スクールの在り

方を念頭に置きながら、参加者の意見を引き出し、まとめていく運営が素晴らしい。

4、一般的には学校運営方針の承認と情報交換に終始してしまいがちだが、本協議会では、学校の要望等を押さえた上で、研修で参加者の意識と知識を高め、熟議を通して自分事として協議会に関わる場面設定されている。5、何より研修や熟議を通して、町全体で子供の成長を支える取組を進めている。大人の方々が地域の子供達を真剣に考える姿に感銘を受けている。6、一般的には各学校、または中学校区で連携しながらの運営が多いと思うが、一小一中を強みとして、東庄町教育委員会が中心となって進められているなどの評価をいただいたところでございます。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

有識者を起用し、いろいろな立場の方の意見を出し合い、地域住民との連携を、ゆっくりではありますが、着実に歩んでいること、評価も受け、良い例があれば視察し、本町との違いを検証する、本当によく取り組まれていらっしゃるかと思います。この北総地区の中でも群を抜いた活動状況なのではないでしょうか。しかし、この東庄町の中でコミュニティ・スクールのことを当の子供達も保護者も地域住民も知っている人がほとんどいないのではないのでしょうか。町中の人知って初めて地域住民との連携といった本来の目的を様々な方面でなせるのではないのでしょうか。

最後の質問です。質問要旨3、これからの新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた方向性を伺います。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えします。

これからの世の中は、社会の在り方が劇的に変わるソサエティー5.0の時代が到来すると言われております。また、コロナウイルス感染症に代表される行き先が不透明で予測困難な時代を迎えています。このような時代に、たくましく生きるためには、児童生徒一人一人が自分のよさや可能性を認識し、他者の価値観を尊重し、

多様な人と協働しながら、来るべき社会を乗り越えていかなければなりません。

中央教育審議会から令和3年に、令和の日本型学校教育の構築を目指してという答申が出されております。そのキーワードとして、1、全ての子供達の可能性を引き出す。2、個別最適な学びと協働的な学びの実現が挙げられております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3番、前田君江君。

3番（前田君江君）

課題を踏まえて、具体的に東庄町のコミュニティ・スクールの方向性はどのようにお考えですか。

議長（板寺正範君）

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ただいまの質問にお答えします。

本町では、今後も様々な教育課題について、このコミュニティ・スクールでの研修と熟議を重ねてまいります。そして、実現可能な取組については、町校長会などで話し合い、キャリア教育、環境教育、様々な事業や行事に取り入れていきたいと考えております。

また、令和7年度からこじゅりんこども園も視野に入れ、東庄町立こども園、小中学校学校運営協議会として、10年間の教育の在り方を模索していく予定です。特に、個別最適な学びと協働的な学びには、主体的、対話的で深い学びの実現に向けた教員の授業改善が必要とされております。こういった学びを充実させるためには、探求学習と体験的な学習を多くの授業で取り入れる必要があります。この実現に向けては、学校の教員だけでは無理なことで、地域の力が必要です。ですから、本町で導入されているコミュニティ・スクールと地域学校協働本部が積極的に学校と連携・協力をしていく必要があります。今後は、地域学校協働本部を仲介役とし、積極的に連携協働をしていく必要があります。

コミュニティ・スクールの今日的な課題として、1、出生率の低下による児童生徒の減少。2、ボランティアスタッフの高齢化。3、広報を含めた情報発信などが挙げられます。

特に、情報発信については、協議会の委員やオブザーバーが様々な面で知識や教育に関する情報の共有化を進めていた段階でしたので、広報活動を行っていませんでした。

今後は、積極的に本町のコミュニティ・スクールに関する情報を町民に向けて発信していきたいと思います。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

3 番、前田君江君。

3 番（前田君江君）

分かりました。東庄町住民総がかりで子供達を見守り、手助けをし、目指したい未来を育む、困難を伴うこともあるかと思いますが、わくわくドキドキしますね。東庄町のコミュニティ・スクールのこれからの大いなる取組を期待し、質問を終わりにします。頑張りましょう。

議長（板寺正範君）

以上で前田君江君の一般質問を終わります。

なお、次は私が一般質問を行います。議長席を副議長と交代いたしますので、ここで暫時休憩といたします。

（午後 1 時 3 0 分 休憩）

（午後 1 時 4 0 分 再開）

副議長（桜井莊一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1 4 番、板寺正範君。

1 4 番（板寺正範君）

1 4 番、板寺です。一問一答で 4 0 分間、時間をいただいております。よろしくお願いいたします。

通常、議長は一般質問を控えるものだと言われていることは認識しておりますが、今回の質問事項、地域公共交通に関しましては、これまで何度か一般質問させていただいており、現在、この協議会の議会の代表委員でもあります。

この度、東庄町地域公共交通計画が作成され、本年度で実証実験が終わり、来年

度から本格運行に向けて進んでいる大事なところであります。公共交通は、町を形成していく中で、なくてはならないライフラインの一つです。議員の皆様にも協議会を傍聴していただきましたが、その会議での内容も踏まえまして、不明な点を質問させていただくことにしました。

質問事項 1、地域公共交通について。

地域公共交通は、非常に難しい、課題の多い事業です。自分も興味と関心を持ちながら十数年経ちますが、本当にどういう方向でいったらいいのかはつきりは分からないというところが実際のところですよ。日頃、担当職員の皆さんは、大変なご苦労の中、事業を行っていると思っております。

要旨 1、おでかけ号、病院バス、デマンドタクシーの現状と今後の展望。

まず、おでかけ号の事業開始年度、目的、対象者、最新の実績などを伺います。次からは自席で行います。よろしくお願いいたします。

副議長（桜井莊一君）

答弁を求めます。

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

ご質問のあったおでかけ号の事業開始年度は、平成 14 年度の 6 月であり、事業の目的は、買物や通院を必要とする交通弱者に対して、生活の自立と質の維持を図ると共に、健康福祉の向上にも資する運送サービスを提供することとなっております。

令和 6 年 4 月から令和 7 年 1 月の 10 ヶ月間の利用者実績は合計で 1 万 3 0 7 人となり、同期間の運行にかかった経費は、人件費及び燃料費、修繕料を合わせて約 1, 3 4 4 万 5, 0 0 0 円となっております。

私からの答弁は以上です。

副議長（桜井莊一君）

14 番、板寺正範君。

14 番（板寺正範君）

ありがとうございます。

それでは、病院送迎車の事業開始年度、目的、対象者、最新の実績及び経費など

を伺います。

副議長（桜井莊一君）

病院事務長、渡辺佳則君。

病院事務長（渡辺佳則君）

私からは、病院バスについてお答えをいたします。

病院の送迎車について詳しい事業開始年度は不明ですが、マイクロバス1台を使用し、平成11年頃より運行を開始していると思われます。

病院利用者を対象に、迎えについては朝8時45分に橘駅、9時15分に諏訪神社発の2便で、送りが10時、11時、12時の3便となります。

また、外来診察に時間がかかる等の場合は、臨時便での対応をしております。

利用者数につきましては、令和5年度の実績ではありますが、2,697人で、うち迎えの利用者数は569人、送りの利用者は2,128人です。

次に、年間の経費ですが、こちらも令和5年度の実績で376万円となっております。

以上で答弁を終わります。よろしくお願いいたします。

副議長（桜井莊一君）

14番、板寺正範君。

14番（板寺正範君）

ありがとうございます。

それでは、デマンドタクシーの事業開始年度、目的、対象者、最新の実績及び経費などをお伺いいたします。

副議長（桜井莊一君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、ご質問についてお答えします。

デマンドタクシーの実証運行事業開始年度は令和4年度であり、実証運行の目的は、デマンドタクシーを運行する上でその効果やクリアすべき課題等を明確にし、デマンドタクシーが地域における交通の課題を解決する方法として適しているかどうかを検討するものであります。

令和6年4月から令和7年1月の近々10ヶ月間の利用者実績であります、合

計で1, 906人であります。

運行にかかった経費は、運行と登録業務を委託しており、合わせて482万3, 000円となっております。また、収入は76万9, 400円となっております。以上です。

副議長（桜井莊一君）

14番、板寺正範君。

14番（板寺正範君）

ありがとうございました。

今、一応それぞれの担当の方から実績を報告していただきまして、ありがとうございます。

おでかけ号については、その前年度、1万1, 977人という実績がありまして、今の発表では1万307人ということでありましたので、ここは1, 000人ぐらい減っているなということが分かりました。

東庄町の公共交通なんですけれども、今、自分も協議会のメンバーで会議に参加している身ではありますが、いま一つ何か自分の意見を述べる場所もなかったかなと反省しているところであります。その中で、東庄町の公共交通は今後どのように進んでいくのか、今後の見通し等について伺いいたします。

副議長（桜井莊一君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

ご質問のありました公共交通について、今後の見通しと申しますか、ビジョンですけれども、今回策定しました東庄町地域公共交通計画の基本理念でもありますみんなの暮らしをみんなで支える持続可能な地域公共交通です。

みんなの暮らしは、高齢者の買物、通院、働く世代の通勤、子供達の通学などを指します。

みんなで支えるとは、東庄町交通事業者に加えて、地域団体、地域住民、近隣自治体等で公共交通サービスを確保する。更に、地域住民が公共交通を利用することで公共交通を支えることであります。

持続可能な地域公共交通とは、将来にわたって便利な公共交通サービスを提供し続けられる体制、仕組みであります。その点から、まずデマンドタクシーの本格運

行を10月から実施いたします。

しかしながら、デマンドタクシーと外出支援巡回バス、おでかけ号を現状のまま維持するのには経費がかかり過ぎます。そのため、デマンドタクシーの本格運行に合わせておでかけ号の規模縮小を行います。これにより人件費や燃料代を抑えることが可能になると推測されます。どのように縮小していくのかは、今後、町地域公共交通計画交通会議にて検討をしていきますが、バス停の数を主要道路沿いに絞る形にし、現在の3分の2ぐらいにすることを提案する予定であります。

私からは以上となります。

副議長（桜井莊一君）

14番、板寺正範君。

14番（板寺正範君）

ありがとうございます。今出ました公共交通の実証実験とその本格運行の違い、この点を詳しく説明していただけないでしょうか。

副議長（桜井莊一君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

ご質問の実証実験と本格運行の違いは、道路運送法に基づく手続きの変更です。現在、当町のデマンドタクシーは道路運送法第21条に基づく実証運行として運行しております。これは新たな交通サービスを試験的に導入し、その有効性や課題を検証するための運行形態です。

今後、より安定した運行を継続するため、道路交通法第4条に基づく本格運行の許可取得を目指しております。第4条の許可を得ることで、長期的かつ持続可能な公共交通サービスとして正式に運行出来るようになります。利用者が受けられるサービスは何ら変わりありません。

私からの答弁は以上です。

副議長（桜井莊一君）

14番、板寺正範君。

14番（板寺正範君）

それでは、質問要旨2、デマンドタクシー利用料金の設定についてというところであります。

これから料金のことについていろいろ私が話をするかも知りませんが、この中で400円という方は、ご高齢者とか障害をお持ちの方などについての料金が400円ということで、そのご高齢者や障害をお持ちの方、そういう方達のことを指していますので、まずご理解をしていただきたいと思います。

デマンドタクシーの一般利用料金は500円、高齢者、障害をお持ちの方は400円です。現状で500円の方と400円の方、両者の利用実績とか割合などをお伺いいたします。

副議長（桜井莊一君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

ご質問の一般の利用料金500円、それから高齢者、障害者手帳などをお持ちの割引適用の400円の方についてお答えいたします。

今年度4月から令和7年1月までの先程申し上げた10ヶ月間でございますが、利用者数は500円が70人、400円が1,836人で、95%が400円の方となっております。

私からの答弁は以上です。

副議長（桜井莊一君）

14番、板寺正範君。

14番（板寺正範君）

協議会で利用料金のことについてお伺いしましたところ、料金は運賃専門部会で決めるということでありました。この運賃専門部会というのはいつ行われましたか。委員の選出はどのようになっていますか。

また、自分のような町民代表、あるいは区長、会長さんなどの委員は運賃専門部会に選出されないものでしょうか、お伺いいたします。

副議長（桜井莊一君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

今年度の運賃専門部会は、令和6年11月26日に開催されました。

委員の選出につきましては、東庄町地域公共交通会議設置要綱第7条に基づき設置され、東庄町、当該一般乗合旅客自動車運送業者、千葉運輸支局長、東庄町長が

住民の意見を代表する者として指名する者となっております。以上の者が委員となります。

町長が、今回、住民の意見を代表する者としてお願いいたしましたのは、実証実験における登録代行業務委託事業者である社会福祉協議会を選定しております。

私からの答弁は以上となります。

副議長（桜井莊一君）

14番、板寺正範君。

14番（板寺正範君）

それでは、是非その専門運賃部会に議員代表、それから町民代表として、区長会長、町区長さんなどを選出出席させていただければいいなというふうに思います。要望をしておきたいと思います。

次に、協議会の中で町議会議員の意見をまとめた利用料、利用料金はもっと安く、あるいは無料にという意見・要望を議会の代表として発言させていただきましたが、運賃専門部会では、そのことについて、どのような意見があり、現状と同じ料金設定になったのかを伺います。

副議長（桜井莊一君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

運賃専門部会で出た意見をまとめますと、乗用タクシーの維持という観点から、デマンドタクシーの運賃を下げ過ぎると乗用タクシーの利用が減少し、タクシー会社の経営が成り立たなくなる恐れがあるという意見、また、あまりに低い運賃は望ましくない、適正な料金設定を維持してほしいという意見、そして、利用者や住民の声を聞いているが運賃が高いという意見は出ておらず、むしろ神代、東城地区の住民からは、乗用タクシーより安くて助かるという意見が寄せられているという意見が出ておりました。

また、実証運行中に運賃を下げると、本格運行へ移行した際に料金を再び引き上げるのは困難になるため、現状の料金で進めるのが望ましいという意見があり、現状と同じ料金設定となりました。

私からの答弁は以上となります。

副議長（桜井莊一君）

14番、板寺正範君。

14番（板寺正範君）

自分も協議会の中で、高齢者とか障害をお持ちの方、こういう方の利用料金を、今400円でありますけれども、買物に行ったり、医者に行ったり、そういう時に往復800円かかってしまう。スーパーに買物に行くのに、重いかごを持って買物して、帰りに、例えばおでかけ号だったらおでかけ号の停留所から自分の家まで帰ってくるのに大変だと。戸口から戸口、要するに自分の家からその目的地まで運んでくれるデマンドタクシーというのは、そこが魅力であって、そこにお金がかかっていく、あるいは、800円というお金が高いのか安いのか、その点をずっと考えていました。

先程、委託されている業者さん、あるいは交通関係の業者さんが、自分も協議会で料金について意見、要望した時には、高くない、他と比べても変わらない、高くない、乗っている方には誰も高いと言った人はいない、そういう意見が圧倒的であり、その会議はそのまま流れてしまうんです。これが2回ありました。

その中で自分が思ったのは、誰のためにこのデマンドタクシー、デマンド交通をやっているのかと。ちょっと表現が悪いかも知れないんですけども、表現が悪くて申し訳ありませんが、業者さんがいなくなったら困るから、その金額を維持する。あるいは、高いと言っている人がいないから、その金額を維持する、これはちょっと違うんじゃないのかなと思います。

往復800円といえども、それが経済的にオーケーな人もいるかも知りませんが、経済的に難しい、だからデマンドタクシーは使えない、お金がないからデマンドタクシーで行けないとは、なかなか他の人には言えないと思いますよ。そこをどう考えるのか。

また、タクシーに乗った方にアンケートで400円は高くないですか、安いですか、高くないですよ。これは、その400円を払ってもその価値が分かり、納得して乗っているわけだから、高いとは言わないと思うんです。その点を少し考慮して、考えていただかなければならないかなというふうに思っております。

続きまして、地域公共交通計画は、令和7年度から令和11年度の5年間ですが、この間、協議会の開催や運賃の見直しなど、スケジュールはどのようなになっているか、お伺いいたします。

副議長（桜井莊一君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

公共交通の計画の中では、運賃に関する具体的な記載はありません。

しかし、ただいまご意見がありましたように、今後も適正な運賃体制について検討を進めていく方針であります。

私からは以上となります。

副議長（桜井莊一君）

14番、板寺正範君。

14番（板寺正範君）

それでは、質問要旨3、東庄町公共交通事業の再編についてということでお伺いいたします。

現状での東庄町公共交通は、サービス、地域、利用者が重複しているように感じています。また、身体的、経済的に一番弱い交通弱者と言われる方達に今のサービスが届いているのかというのを感じます。東庄町の公共交通運行の再編が必要ではないでしょうか。

皆様から異論があるのは承知で、また、いろいろな数値においても違うこともあるかと思いますが、持論を述べさせていただきます。

現在のおでかけ号を旭中央病院コースと香取おみがわ医療センターコースをそれぞれ通院乗合バスとして残し、その他のコースは運行を取りやめてはどうかと思います。そして、現在の東庄病院が運行している送迎バスとデマンド交通タクシーを一元化し、無料とします。現在の病院送迎バスは無料となりますが、同じサービスをデマンド交通が提供します。合理性と不公平感のない行政サービスになるかと思っています。これからその根拠を述べたいと思います。

その1、何といたっても利用者の少ないおでかけ号の町内運行を見直さなければならんと思います。町内のルートは11あり、どのルートも1日の乗客は一人です。これを続けていくのはどうかと思います。これを取りやめれば、恐らくおでかけ号の総事業費、前回の資料ではこれ1,600万円になっていましたが、1,600万円のうち400万円から500万円が削減出来るのではないかと思います。そして、そのデマンドタクシーをもう1台導入することが出来るのではないのでしょうか。

運行が取りやめになり、近くにおでかけ号の停留所がなくなってしまった方々は、デマンドタクシーで自宅から目的地まで行けます。あるいは、自宅から各病院行きのバス停留所まで無料で行き、通院バスに乗り換え、帰りはその逆を無料で移動出来るわけです。要は、今までのおでかけ号の町内ルートにデマンド交通が担うということです。

現状の停留所をやめることについては、その地区の方々から、なくなっては困るというご意見が多数あると思います。ご理解を得るには、やはりおでかけ号と同じような無料で利用出来る代替の公共交通が必要だと思います。そして、区長会や行政まちづくり会議などで利便性や経済性、町の考えを十分説明し、ご理解いただければいいのかなと思います。

その2、現状では、おでかけ号と病院迎いのバスの時間がかかなり重複しています。少し説明させていただきますが、おでかけ号は、今、諏訪神社の、あるいは宮前から笹川宮前というところからのバスの発着の時間を申し上げますが、7時45分、8時41分、9時27分、このおでかけ号が東庄病院に向かって走ります。その中で、病院の送迎バスは9時15分にその近辺に迎えに行くことになります。このおでかけ号が乗れないのであれば仕方ありませんが、十分空いている人数だと思います。また、橋駅も同様なことがあります。ということは、病院の迎えに行くバスがなくても、おでかけ号に乗れば病院に来れるということになります。このことは、東庄病院会計の経費の節減になるかと思います。

そしてその3、現状の高齢者タクシー利用料金助成券の交付も必要なくなります。これは65歳以上で運転免許証を自主返納された方に対してもデマンドタクシーを無料にすれば、助成券は必要なくなります。この助成券は1人当たり500円のタクシー券を年間最大36枚、1万8,000円となりますが、例えばこういう方が20人いれば36万円となる計算ですが、全部使えばですけれども、その経費と事務手続きが削減されるというふうに思います。

そしてその4、東庄病院では、送迎バスを用意しなくてもよくなります。おでかけ号も病院ルートだけになれば1台減らすことも出来る可能性もあるのではないのでしょうか。

今までの公共交通にかかる総体的な経費を削減出来る可能性があると自分は見えています。

以上のように、再編することによって多くのメリットがあるのではないかと考えています。

さて、ここで町の見解を伺いたいと思いますが、先程、持論を述べた部分は、今、初めてお話しした部分でありまして、答弁に含まれなくても結構ですので、よろしくお願いいたします。

それでは、質問要旨 3、東庄町公共交通事業の再編について町はどのようにお考えか見解を伺います。

副議長（桜井莊一君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

ただいま板寺議員からご質問のありました、おでかけ号を各病院間の乗合バスとして病院送迎とデマンド交通を一元化すれば合理化と不公平感のない行政サービスになるのではないかというご意見についてお答えいたします。

現時点では、運賃統一や運行ルート最適化の課題、病院送迎バスの統合の課題も考慮しながら慎重に検討する必要があると考えております。以前にも申し上げましたように、おでかけ号を有料化した場合の経費は今までより高くなると思われます。また、デマンドタクシーの利用料を極端に下げた場合、現時点の 1 台体制では、利用したい方が乗り切れない場合も予想されます。

しかしながら、議員のご提案の公平性の確保と効率的な運行の必要性は、重要な視点であると町としても認識しております。議員のご質問の東庄町公共交通事業の再編については、おでかけ号からデマンドタクシーへの移行期間として、先程申し上げましたように、今回の公共交通計画でデマンドタクシーの本格運行に合わせたおでかけ号の規模縮小を行います。おでかけ号のバス停の数を現在より減らし、旭中央病院と香取おみがわ医療センターへの増便をすることで、おでかけ号の役割を明確化し、町内移動はデマンドタクシーの利用を推奨し、計画の具体的な事業や取組概要に基づき、町の財政状況や住民の移動ニーズを踏まえつつ、今後も検討を重ねながら実施していきたいと考えております。

私からの答弁は以上となります。

副議長（桜井莊一君）

14 番、板寺正範君。

14番（板寺正範君）

ありがとうございました。

政治は弱者を助ける、町制施行70周年の本年、町民の皆様にとって、更に利便性の良い公共交通に再編するチャンスだと思います。改むるにはばかりなことなかれ。早急に取り組んでいただきますよう、ご検討をお願いいたしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

副議長（桜井莊一君）

以上で、板寺正範君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで議長席を議長と交代いたしますので暫時休憩いたします。再開は午後2時25分といたします。

（午後 2時15分 休憩）

（午後 2時25分 再開）

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、発議第1号、東庄町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、佐久間義房君。

議会運営委員長（佐久間義房君）

それでは、ただいま議題となりました発議第1号、東庄町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由とその内容につきましてご説明申し上げます。

これは、刑法の一部改正に伴い、罰則に係る刑の種類について用語の整理を行うと共に、所要の経過措置を定めるため、東庄町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、第53条から第55条までの規定中、懲役を拘禁刑と改め

るものであります。

詳細につきましては、新旧対照表を参照願います。

また、この条例は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日、令和7年6月1日から施行することとし、施行前にした行為の処罰については従前の例になります。

以上で発議第1号の提案理由と内容説明を終わります。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

討論なしと認めます。

これから発議第1号、東庄町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議長（板寺正範君）

全員起立です。

従って、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第7、同意第1号、教育長の任命についてを議題とします。

ここで教育長、石橋宏克君の退席を求めます。

（教育長石橋宏克君 退席）

議長（板寺正範君）

職員に議案の朗読をさせます。

（事 務 局 朗 読）

議長（板寺正範君）

本件について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第1号、教育長の任命についての提案理由を申し上げます。

現教育長の石橋宏克氏の任期が令和7年3月31日をもって満了となります。適任者である上、再任いたしたく提案させていただいた次第でございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

お諮りします。

ただいま議題となりました同意第1号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

私は、この案件について反対するものではありません。石橋教育長には、東庄の教育のために頑張ってこられたことに感謝申し上げます。次の3年間も教育長として手腕を発揮してくれるものと思っていました。

ところが、1月29日、名前のない保護者グループからの手紙を受け取り、びっくりです。小学校におけるいろいろな不祥事が書かれており、改善してもらわなければ困ります。

保護者グループからの手紙を怪文書と決めつけて、議会としてノータッチにするのはいかがなものでしょうか。大きな声だけでなく、小さな声や、声なき声も取り上げて、議会でも熟議することは大事なことでないでしょうか。

保護者グループの言っていることが本当であるならば、子供達、保護者、教育関係者との間の信頼関係が損なわれ、本町における教育にとって大きなマイナスです。本当に残念なことです。

この議案に対する情報が本当に少なく、考えることも判断することも出来ません。私としては、この議会の最終日にその採決をするように求めます。

以上です。

議長（板寺正範君）

ただいまの高木議員の意見に対しまして、皆さん、発言があれば許します。

8 番、宮澤健君。

8 番（宮澤 健君）

議案を、予定を変更してということなので、1 名では上程出来ないのです、賛同者がいるかどうかを確認していただきたいと思います。

議長（板寺正範君）

他に。

1 3 番、山崎ひろみ君。

1 3 番（山崎ひろみ君）

同じくです。今のは反対討論ではないし、ちょっと意味が分かりませんので、私は今採決すべきだと思ったので、手を挙げました。

議長（板寺正範君）

それでは、高木議員の発言に対しまして賛同する議員は挙手を願います。

（挙 手 な し）

議長（板寺正範君）

挙手なしです。

それでは、このまま続けます。

これから同意第 1 号、教育長の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第 1 号は同意することに決定しました。

ここで教育長、石橋宏克君は入場してください。

（教育長石橋宏克君 入場）

議長（板寺正範君）

日程第 8、同意第 2 号、農業委員会委員の任命についてから、日程第 1 7、同意第 1 1 号、農業委員会委員の任命について、以上 1 0 件を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事 務 局 朗 読)

議長（板寺正範君）

本件について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました同意第2号から同意第11号までの農業委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

現在、委員をお願いしております農業委員の皆様の任期が令和7年3月31日をもって満了となることから、新たに10人の農業委員を任命するため、農業委員会等に関する法律に基づき議会の同意を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、内容について説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。同意第2号から、12ページの同意第11号までの議案については、農業委員会委員、定員10人の委員のそれぞれの方についての同意案件でございます。一括して説明させていただきます。

農業委員につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を得て任命することとなっております。

委員の定数は10人でございます。そのうち同条第5項によりまして、10人のうち半数を超す人数を認定農業者としなければならないということになっております。

また、同条第6項によりまして、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれなければなりません。

また、同条第7項におきまして、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮するものとなっております。

それでは、別紙の1をご覧ください。

同意第2号につきましては、江波戸敏雄さん。認定農業者でございます。

同意第3号につきましては、多田澄江さん。農業者でございます。

同意第4号につきましては、岡田勝巳さん。認定農業者でございます。

同意第5号につきましては、菅谷耕一さん。認定農業者でございます。

同意第6号につきましては、向後みどりさん。農業者でございます。

同意第7号につきましては、岡野豊さん。認定農業者でございます。

同意第8号につきましては、佐藤一郎さん。第8条第6項の利害関係がない方でございます。

同意第9号につきましては、宮澤秀樹さん。認定農業者でございます。

同意第10号につきましては、常世田元雄さん。認定農業者でございます。

同意第11号につきましては、保科耕一さん。認定農業者でございます。

以上10人の方々の同意案件でございます。なお、10人のうち、認定農業者が7名、農業者が2名、利害関係がない方が1名となっております。10人のうち2人が女性となっております。

同意第2号から同意第11号についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

お諮りします。ただいま議題となりました同意第2号から同意第11号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、同意第2号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第2号は同意することに決定しました。

次に、同意第3号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第3号は同意することに決定しました。

次に、同意第4号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第4号は同意することに決定しました。

次に、同意第5号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第5号は同意することに決定しました。

次に、同意第6号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第6号は同意することに決定しました。

次に、同意第7号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第7号は同意することに決定しました。

次に、同意第8号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第８号は同意することに決定しました。

次に、同意第９号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第９号は同意することに決定しました。

次に、同意第１０号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第１０号は同意することに決定しました。

次に、同意第１１号、農業委員会委員の任命についてを採決します。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第１１号は同意することに決定しました。

日程第１８、議案第１０号、東庄町債権管理条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事 務 局 朗 読）

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第10号、東庄町債権管理条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

町では、債権の適正化に向けて全庁的に取り組んでおりますが、生活困窮や債務者死亡などにより、回収が難しい債権が残っている状況であります。

本条例は、このような状況を解消し、債権管理の一層の適正化を図り、公正かつ健全な行財政運営に資することを目的とし、制定するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、議案10号、東庄町債権管理条例を制定することについての内容説明を申し上げます。

町長の提案理由にもございましたが、町が保有する債権につきましては、生活困窮や債務者死亡などにより回収が困難となった債権が残っているところです。こうした状況を解消し、町の債権管理の一層の適正化を図るため、東庄町債権管理条例を制定するものです。

なお、債権管理に関する条例は、令和5年4月時点で全国の約3分の1を超える地方公共団体で制定されており、県内の制定団体といたしましては、千葉県を初め、近隣市町では、香取市、旭市、銚子市、多古町、成田市などが条例を制定しております。

それでは、お手数ですが議案書の14ページをお願いいたします。

第1条では、本条例の目的を定めております。本条例による町の債権の管理に関する事務処理について必要な事項を定めることにより、債権の管理の適正化及び効率化を図り、もって公正かつ健全な行財政運営に資することを目的としております。

第2条では、債権を整理するために本条例で使用する用語を定義しております。ここでは、本条例の対象として、金銭の給付を目的とする権利を町の債権として定義すると共に、滞納処分が出来る強制徴収公債権や滞納処分が出来ない非強制徴収債権について、それぞれ用語を定義しております。

第3条では、債権の管理について、法令又は他の条例もしくは規則等に特別の定

めがある場合を除き、本条例の規定に基づいて事務処理を行う旨を定めております。

第4条では、町長は、法令、条例、規則等の定めるところにより、町の債権を適正に管理することを定めております。

第5条では、町の債権を適正に管理するため、債権に関する調査及び確認を行い、関係帳簿等に記載を行う旨を定めております。

議案書の15ページをお願いいたします。

第6条では、町の債権が履行期限までに履行されない場合は、法令に違反しない限りにおいて、事務の遂行に必要な範囲内で、町内部において債務者の個人情報を利用することを定めています。

第7条では、非強制徴収債権について、適正な徴収努力をしても実質的に徴収の見込みがない場合は、債権を法的に消滅させるため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、当該債権に係る権利を条例で定めるところにより放棄するものです。

なお、本条第1号から第7号までの債権放棄の事由については、国の債権管理事務取扱規則や地方税法における滞納処分の停止要件などを参考としております。

議案書の16ページに移りまして、第8条では、前条の規定により、非強制徴収債権を放棄した場合の議会への報告義務について定めております。

第9条では、本条例の施行について必要な事項は規則で定めると委任しております。

最後に、附則についてですが、この条例の施行日は公布の日からとなる旨を定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

10番、佐久間義房君。

10番（佐久間義房君）

延滞金の金利についてご説明願います。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

町の債権の延滞金についてですが、町税につきましては町税条例で、その他の分担金や使用料などについては東庄町分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例などで延滞金の取扱いや利率について定めております。

なお、年14.6%の延滞金が課されることになります。

議長（板寺正範君）

他にありませんか。

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

ただいまの説明で14.6%の延滞金がつくということなんですが、その分につきましては、放棄した時も、それも入っての金額なんでしょうか。お伺いします。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

ただいまご質問のありました延滞金についても同時に放棄することとなります。

以上です。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

はい、分かりました。

町税の方の延滞金は、収入の分には入らないということなので、そのところをちょっと気をつけてやってもらわないとダブる可能性があるのかなと思いますので、あえて今回聞いてみました。

以上です。

議長（板寺正範君）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第１０号、東庄町債権管理条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

日程第１９、議案第１１号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事 務 局 朗 読)

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第１１号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本条例につきましては、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が令和７年６月１日から施行されることに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、議案第１１号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の

整理に関する条例を制定することについて内容の説明を申し上げます。

町長の提案理由にもございましたが、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律が令和 7 年 6 月 1 日から施行されます。

内容としましては、懲役及び禁錮の二つの刑が廃止され、これらに替えて懲役と禁錮を一本化した拘禁刑が創設されるものでございます。

この改正により、懲役及び禁錮の字句を含む町条例について改正が必要となったため、改正するものでございます。

刑の種類の変更は、現行刑法が明治 40 年に公布されて以降、初めてのことでございます。

それでは主な条文について説明申し上げます。

議案書の 18 ページをお願いいたします。

第 1 条は、懲役の字句を拘禁刑に改める関係条例の一部改正で、第 1 号は東庄町公害防止条例、第 2 号は東庄町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例、第 3 号は東庄町個人情報保護法施行条例において改正対象字句を改めております。

第 2 条は、禁錮の字句を拘禁刑に改める関係条例の一部改正で、第 1 号は一般職の職員の給与等に関する条例、第 2 号は東庄町表彰条例において改正対象字句を改めております。

第 3 条は、罰則の適用等に関する経過措置で、当条例施行前にした行為の処罰については、当条例施行前の罰則が適用されることを定めております。

19 ページをお願いいたします。

第 4 条は、人の資格に関する経過措置で、当条例施行後も、改正前の刑法により処せられた者も、資格制限の対象とすべきであると考えられることから、人の資格に関する条例等の適用については、改正後の刑に処せられた者は改正前の刑に処せられたとみなすと定めております。

第 5 条は、一般職の職員の給与等に関する経過措置でございまして、刑法等一部改正法施行前に犯した禁錮以上の刑により起訴された者は、拘禁刑が定められた罪について起訴をされたものとみなす経過措置となります。

第 6 条では、本条例で定める他、必要な事項は規則で定めると委任しております。

最後に附則でございますが、この条例の施行日は刑法等の一部改正法の施行の日から施行されることとされておりますので、令和7年6月1日から施行されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第11号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第12号、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて、日程第21、議案第13号、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第12号及び議案第13号の提案理由を申し上げます。

職員の給与は、地方公務員法により生計費や国及び他の地方公共団体の職員並びに民間企業従業員の給与等との均衡を考慮して定めなければならないとされております。

国及び千葉県におきましても、官民格差の是正を図るため、令和6年人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づき、各種法令及び条例の改正案を上程し、それぞれ可決されているところであります。これを受けまして、本町におきましても、国・県に準じた給与改定を実施するため、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

議案第12号、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、一般職員の給料表及び諸手当の改定に関する事、議案第13号、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、会計年度任用職員の給料表の改定及び新たに地域手当を支給することが主な内容となっております。

以上2議案につきまして申し上げますが、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、議案第12号及び第13号の内容を説明いたします。

町長の提案理由にもありましたように、主に国・県に準じた給与改定を行うため、関係条例を改正するものでございます。

なお、昨年の12月定例会においても給与改定に係る条例を可決いただいたところでございますが、当時は令和7年度からの施行となる法律及び県の条例案が明示されていなかったことから、令和6年度中に改正すべきもののみの改正を行ったところでございます。

今回の改定は、令和7年度から改正となる法律及び県の条例案に準じて行うものでございます。

初めに、議案第12号、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の改正内容について説明いたします。

議案書の22ページをお願いいたします。

本改正条例の全体構成を説明いたします。この改正条例は3条建てになっており、議案書22ページから44ページまでの第1条は、一般職の職員の給与等に関する条例の一部を、44ページから45ページまでの第2条では、東庄町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を、45ページの第3条では、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正するものでございます。

続いて、内容について説明をいたします。

参考資料の5ページから14ページの新旧対照表及び別紙2としてお配りしております一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例、概要をご覧ください。

なお、新旧対照表につきましては、給料表の記載については省略をさせていただいておりますので、ご了解をお願いいたします。

それでは、別紙2の改正概要に沿って説明をさせていただきます。

今回の改正の主な趣旨といたしましては、民間給与との格差是正を図るため、国の人事院勧告及び千葉県の人事委員会勧告に準じて、給料表及び職員手当を改正するものでございます。

改正内容の1点目は、初任給調整手当の引き上げでございます。千葉県に準じて医師に対する支給限度額を30万9,200円から31万円に引き上げるものでございます。

改正内容の2点目は、給料表の改定を行うものでございます。

給料表につきましては、議案書24ページから44ページに改正後の給料表を掲載しておりますが、行政職給料表（一）、3級以上相当の初号近辺の号給カット等の見直しを行った上で、新たな給料表への移行及び号給の切替えを行う改定をいたします。

その他各種給料表についても同様の改定をいたします。

国の人事院勧告等に基づき、給料体系をより職務や職責を重視したものに見直す改定を行うものでございます。

改定内容の3点目は、扶養手当の支給要件の改定でございます。令和8年度以降、配偶者に係る手当を現行6,500円のところを廃止し、子に係る手当を1万円から1万3,000円に引き上げるものでございます。

なお、経過措置として、令和7年度につきましては、配偶者に係る手当を3,000円、子に係る手当を1万1,500円とすることとしております。

また、他の手当と同様に扶養手当についても支給要件等の規定を規則委任する改定も同時に行っております。

改正内容の4点目は、通勤手当の支給上限額の改定でございます。

1ヶ月当たりの支給限度額を5万5,000円から15万円に引き上げることとしております。

改正内容の5点目は、地域手当の支給についてでございます。地域手当は、民間企業を含めた各地域の賃金水準を考慮し、公務員給与の地域間調整を目的とした手当でございます。

国人事院勧告における地域手当の支給対象地域の見直しに伴い、当町においても新たに地域手当を支給する規定を定めるものでございます。地域手当の支給割合といたしましては、令和7年度は2%とし、令和10年度までに4%まで引き上げることとされております。

また、地域手当の支給に伴い、改正条例第2条で東庄町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について給与の種類に地域手当を加える改正を行っております。

改正内容の6点目は、管理職員特別勤務手当の支給要件の改定でございます。

現行では、午前0時から5時までとなっている支給対象時間帯を午後10時から翌日の午前5時までの時間帯に拡大するものでございます。

改正内容の7点目は、定年前再任用短時間勤務職員等に対する手当支給の見直しでございます。

改正条例第1条の給与条例の改正において、定年前再任用短時間勤務職員に対して、また、改正条例第3条の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例において、暫定再任用職員に対して住居手当の支給を可能とする改正を行います。

改正内容の8点目は、級別職務基準表への管理栄養士の追加でございます。

栄養士法の改正が行われ、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能になったことに伴う改正でございます。

改正内容の9点目が、訪問看護ステーションにおける特殊勤務手当の支給についてでございます。

訪問看護ステーションに勤務する職員については、勤務時間外においても利用者の緊急連絡に即座に対応するため、少なくとも一人は自宅等の待機を命じられている実態があることから、その特殊性を踏まえ、当該待機を命じられて待機した職員に対して特殊勤務手当として待機手当を支給するものでございます。

待機手当の支給額といたしましては、現在待機手当を支給している他市町村の状況を考慮いたしまして、午後5時15分から翌日午前8時30分までの待機1回につき1,000円、午前8時30分から翌日午前8時30分までの待機1回につき2,000円を支給するものでございます。

議案第12号の改正につきましては以上でございますが、ここまでの改正の施行期日といたしましては、初任給調整手当につきましては、令和6年4月1日に遡及して適用、その他の改正につきましては、令和7年4月1日に施行するものでございます。

続きまして、議案第13号、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の改正内容について説明いたします。

議案書の65ページをお願いいたします。

議案第13号は、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしましては、会計年度任用職員の給料表の改正及び新たに地域手当を支給する規定を定めるものでございます。会計年度任用職員の給料表につきましては、同一労働同一賃金の原則から、一般職の職員の給料表を基礎としております。

先程の議案第12号で説明いたしました一般職の職員の給料表の改正に伴い、会計年度任用職員の給料表についても同様に改正を行うものでございます。

また、地域手当につきましても、一般職の職員と同様に支給規定を新たに定めるものでございます。

なお、改定の実施時期につきましても、一般職の職員の給与条例と同様に令和7

年4月1日を施行日とするものでございます。

以上で議案第12号及び第13号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

それでは、扶養手当と通勤手当についてお伺いいたします。

扶養手当なのですが、現行では配偶者6,500円、これがだんだん、令和8年では支給がなしということで、そして子供に対する手当が、現行は1万円、次は1万1,500円、それが次は1万3,000円という形になっておりますが、なぜこういう形になるのかちょっと説明をお願いしたいなと思ひまして、片一方は配偶者の方を下げ、そして子ども手当の方上げていく、これは合計するとやはり扶養手当は下がっていくのかなと思いますが、そのところの説明をお願いします。

それともう一つ、通勤手当なのですが、通勤手当を拡張するという事で、普通の会社の非課税の制限は、7、8年変わってないかな、そうすると限度を超えてしまいます、非課税でなくなってしまう。そうすると、どう対処するか、どう処理するのか、お伺いします。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

質問にお答えいたします。

まず、扶養手当の関係でございますが、こちらにつきましては、国・県の人事院勧告に準じて町の方も改定をしているところでございますが、より子供の手当を厚くするという趣旨で改定がされているものであると考えます。

続きまして、通勤手当の改定でございますが、今回改定される限度額が上がる部分につきましては、公共交通機関、例えば新幹線等で通勤する場合、限度額を、今まで5万5,000円でしたが、国・県等の場合、新幹線で大分遠くから通う職員と、その辺の職員が、月額5万5,000円では足らなくて、自分で差額を負担し

なければならないということを是正する改正ということになっておりまして、自動車における通勤手当につきましては、改正はされておられません。現行と同じ状況となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

議長（板寺正範君）

9 番、大網正敏君。

9 番（大網正敏君）

扶養手当につきましては、より子供を大切というか、大事にするという方向性で変えたということで理解します。

それと通勤手当につきましては、マイカー通勤も変わったのかなと解釈してしまったもので、あえて聞いてしまいました。すみません。以上です。

議長（板寺正範君）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第12号、一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第１３号は原案のとおり可決されました。

日程第２２、議案第１４号、東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第１４号、東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和７年４月１日から施行されることに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、育児を行う職員の時間外勤務の制限における対象となるこの要件の改正と介護両立の支援制度等に関する規定の新設が主な内容となっております。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、議案第１４号、東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

議案書７７ページをお願いいたします。

議案第14号は、町長の提案理由にもありましたように、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律が令和7年4月1日から施行されることに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

本条例は2条建てとなっており、第1条において、東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を、第2条において、職員の育児休業等に関する条例の一部をそれぞれ改正するものでございます。

初めに、東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正について説明いたします。

当該条例の改正では、大きく分けて2点の事項について改正を行っております。

1点目が、育児を行う職員の時間外勤務制限における対象となるこの要件の見直しでございます。

東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項では、育児を行う職員の時間外勤務の制限について規定しており、3歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するため請求した場合は、時間外勤務をさせてはならないという規定を定めております。

当該規定にある養育する子の要件を3歳未満の子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大するものでございます。

2点目が、家族等の介護を行う職員が時間外勤務の制限や介護休暇等の仕事と介護の両立支援制度を十分活用出来ないまま介護離職に至ることを防止するため、所要の改正を行うものでございます。

具体的には、職員が、家族等が介護を必要とする状況に至ったことを申し出た時は、当該職員に対して介護両立支援制度について周知し、当該制度利用の意向について面談等の措置を講じると共に、40歳に達した職員に対しては、家族等の介護の有無にかかわらず介護両立支援制度について情報提供をすることとしております。

また、介護両立支援制度の請求が円滑に行われるようにするため、当該制度に関する研修の実施や相談窓口を設置するなどの措置を講じることとしております。

続きまして、改正条例第2条について説明いたします。

改正条例第2条は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。

冒頭で申し上げました育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により一部条文の条ずれが起こることから、これに対応するため、同法律を参照している条文を改正するものでございます。

以上で議案第14号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第14号、東庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第14号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。明日、3月6日の会議は定刻に参集願います。ご苦勞

さまでした。

(午後 3時40分 散会)